

○「クレーン組立・解体作業指揮者に対する安全教育について」（昭和62年12月4日付け基発第676号） 新旧対照表  
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案			現 行		
別紙			別紙		
科目	範囲	時間	科目	範囲	時間
<u>チェーン式又はワイヤロープ式クライミングクレーンの組立作業及びクライミング作業手順</u>	(略)	(略)	ワイヤロープ式クライミングクレーンの組立作業及びクライミング作業手順	(略)	(略)
<u>チェーン式又はワイヤロープ式クライミングクレーンの解体作業手順</u>	(略)	(略)	ワイヤロープ式クライミングクレーンの解体作業手順	(略)	(略)

○「クレーン構造規格及び移動式クレーン構造規格の適用について」（平成8年2月1日付け基発第47号） 新旧対照表  
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
II 細部事項 第2 移動式クレーン構造規格関係 23 第27条関係 「過負荷防止装置」とは、クレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置構造規格（昭和47年労働省告示第81号）に定められる構造及び機能を具備し、所要の検定に合格したものをいうこと。	II 細部事項 第2 移動式クレーン構造規格関係 23 第27条関係 (1)「過負荷防止装置」とは、クレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置構造規格（昭和47年労働省告示第81号）に定められる構造及び機能を具備し、所要の検定に合格したものをいうこと。

(2)「過負荷防止装置以外の過負荷を防止するための装置」  
 とは、つり荷の質量のみを検出する装置を含むものであるが、転倒災害の多発にかんがみ、常時つり荷の質量が表示されるものとするよう指導すること。  
 なお、JCAS2203-95（（社）日本クレーン協会規格積載形トラッククレーンの過負荷制限装置）に定められる構造及び機能を具備するものも「過負荷防止装置以外の過負荷を防止するための装置」に含まれること。

○「登録性能検査機関が行う性能検査の適正な実施について」（平成16年3月31日付け基発第0331008号） 新旧対照表  
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行																									
表6 移動式クレーン		表6 移動式クレーン																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">検査の方法</th> <th>判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 外観試験</td> <td>(1) (略)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>移動式クレーン構造規格（以下この表において「構造規格」という。）第10条又は第10条の8、第11条及び第12条に適合していること</li> <li>構造規格第38条及び第39条の適合していること</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td colspan="3">(中略)</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="2">           (1) 部材の摩耗等により、構造規格第10条又は第10条の8、第20条若しくは第41条に適合しない場合はこれらの規定に適合するようつり上げ荷重の低減措置を講じさせた上で合格とすることができること。            (2) (略)         </td> </tr> </tbody> </table>		検査の方法		判定基準	1 外観試験	(1) (略)	<ul style="list-style-type: none"> <li>移動式クレーン構造規格（以下この表において「構造規格」という。）第10条又は第10条の8、第11条及び第12条に適合していること</li> <li>構造規格第38条及び第39条の適合していること</li> </ul>	(中略)			備考	(1) 部材の摩耗等により、構造規格第10条又は第10条の8、第20条若しくは第41条に適合しない場合はこれらの規定に適合するようつり上げ荷重の低減措置を講じさせた上で合格とすることができること。 (2) (略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">検査の方法</th> <th>判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 外観試験</td> <td>(1) (略)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>移動式クレーン構造規格（以下この表において「構造規格」という。）第10条、第11条及び第12条に適合していること</li> <li>構造規格第38条及び第39条の適合していること</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td colspan="3">(中略)</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="2">           (1) 部材の摩耗等により、構造規格第10条、第20条又は第41条に適合しない場合はこれらの規定に適合するようつり上げ荷重の低減措置を講じさせた上で合格とすることができること。            (2) (略)         </td> </tr> </tbody> </table>		検査の方法		判定基準	1 外観試験	(1) (略)	<ul style="list-style-type: none"> <li>移動式クレーン構造規格（以下この表において「構造規格」という。）第10条、第11条及び第12条に適合していること</li> <li>構造規格第38条及び第39条の適合していること</li> </ul>	(中略)			備考	(1) 部材の摩耗等により、構造規格第10条、第20条又は第41条に適合しない場合はこれらの規定に適合するようつり上げ荷重の低減措置を講じさせた上で合格とすることができること。 (2) (略)	
検査の方法		判定基準																									
1 外観試験	(1) (略)	<ul style="list-style-type: none"> <li>移動式クレーン構造規格（以下この表において「構造規格」という。）第10条又は第10条の8、第11条及び第12条に適合していること</li> <li>構造規格第38条及び第39条の適合していること</li> </ul>																									
(中略)																											
備考	(1) 部材の摩耗等により、構造規格第10条又は第10条の8、第20条若しくは第41条に適合しない場合はこれらの規定に適合するようつり上げ荷重の低減措置を講じさせた上で合格とすることができること。 (2) (略)																										
検査の方法		判定基準																									
1 外観試験	(1) (略)	<ul style="list-style-type: none"> <li>移動式クレーン構造規格（以下この表において「構造規格」という。）第10条、第11条及び第12条に適合していること</li> <li>構造規格第38条及び第39条の適合していること</li> </ul>																									
(中略)																											
備考	(1) 部材の摩耗等により、構造規格第10条、第20条又は第41条に適合しない場合はこれらの規定に適合するようつり上げ荷重の低減措置を講じさせた上で合格とすることができること。 (2) (略)																										